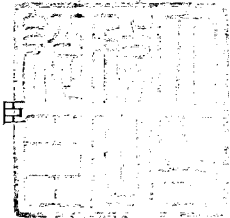




総統勢第 157 号
平成 30 年 7 月 6 日

国土交通大臣 殿

総務大臣



平成 30 年住宅・土地統計調査への協力について（依頼）

総務省では、本年 10 月 1 日現在で、「平成 30 年住宅・土地統計調査」（統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく基幹統計「住宅・土地統計」を作成するための調査）を実施します。

住宅・土地統計調査は、住宅及び住宅以外で人が居住する建物（以下「住戸」という。）に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住戸に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、住生活関連諸施策の基礎資料を提供するものです。

近年、個人情報保護意識の高まりや、調査員が世帯と接触することの難しいオートロックマンションの増加などに伴い、従来にも増して調査活動が難しい状況となってきました。

このため、平成 30 年住宅・土地統計調査では、回答者の利便性を高め、調査員の負担を軽減するために、インターネットによる回答をスマートフォンやタブレット端末からも可能とするなど、調査方法の改善を行っております。

しかしながら、円滑な調査の実施に当たっては、国民の皆様の御理解はもとより、関係各方面の御協力をいただくことが不可欠です。このため、総務省では、地方公共団体と連携して住宅・土地統計調査の円滑な実施に向けた環境整備を図るべく、共同住宅の関係各方面に対し、オートロックマンション内での調査員の調査活動への支援及びポスター掲示などについて、協力依頼を行うこととしております。

つきましては、上記依頼について共同住宅の関係各方面の御協力が得られるよう、貴省からも貴管下関係団体へ住宅・土地統計調査の実施及び協力について御周知いただきたく、統計法第 29 条第 2 項の規定に基づき、貴省への協力依頼を行いますので、よろしくお取り計らい願います。

なお、住宅・土地統計調査は、地方公共団体を通じて行いますので、都道府県及び市区町村から貴管下関係団体への協力依頼等があった場合は、特段の御配慮を賜りますよう、併せてお願いいたします。